

第12回 埼玉県第4種新人戦大会さいたま市南部大会 実施要項

- 1 目的 サッカー競技を通して、少年少女の心身の健全な発達と技術の向上、並びに友情を深めるとともに、フェアプレーの精神を養う。
- 2 主催 公益財団法人埼玉県サッカー協会
- 3 主管 公益財団法人埼玉県サッカー協会 第4種委員会
- 4 運営 さいたま市南部少年サッカー指導者協議会
- 5 期日 平成29年12月2日(土)・9日(土) 予備日3日(日)・10日(日)
- 6 会場 荒川南クレーグラウンド、荒川ターフグラウンド、東浦和グラウンド 他
- 7 参加資格 (1) 2017年度公益財団法人日本サッカー協会第4種登録済のチーム(以下[加盟チーム] あること。
(2) 前(1)に所属する選手であり、公益財団法人日本サッカー協会発行の選手証を有する小学校5年生以下で、スポーツ安全傷害保険に加入済であること。
(3) 転校又は転居による場合を除き、本大会予選開始以降の移籍登録選手の参加は不可とする。
- 8 参加チーム (1) 次の条件のすべてを満たす加盟チームは2チームの参加を認める。
 - ① 17名以上の5年生を登録し両チームに1名以上の5年生を選手登録すること。
 - ② エントリー表に記載した選手は、地区予選終了までチーム間の入れ替えがないこと。
 - ③ エントリー表に記載する監督・コーチは重複しないこと
 - ④ 有資格の審判員を2名以上帯同できること
- 9 競技方法 (1) トーナメント方式とする。
(2) 試合時間は40分(20分ハーフ)とし、ハーフタイムのインターバルは5分とする。
規定の競技時間内に勝敗が決しない場合、ペナルティーマークからのキックにより勝者となるチームを決定する。
ただし、代表決定戦のみ、時間内に勝敗が決しない場合は10分(ハーフ5分)の延長戦を行い、なお決まらない場合は、ペナルティーマークからのキックにより勝者となるチームを決定する。
なお、延長に入る前のインターバルは5分、ペナルティーマークからキックに入る前のインターバルは1分とする。
- 10 競技規則 次の(1)から(3)の他は公益財団法人 日本サッカー協会競技規則2016/2017による。
 - (1) 1チーム8人の競技者によって行い、競技者のうち1名はゴールキーパーとする。
試合中、8人未満になり選手の補充ができない場合は、そのまま続行する。
(6人以上で試合成立とする。)
 - (2) 退場者が出た場合は、交代要員の中から競技者を補充することができる。
 - (3) 競技のフィールドは、長さ68m、幅50mとし、ゴールは5m×2.15mとする。
 - (4) キックオフから直接得点することはできない。キックオフからのボールが直接相手ゴールに入った場合は、相手チームのゴールキックで再開する。
 - (5) ペナルティーマークからのキックにより勝者となるチームを決定する場合は、出場中の競技者3人により行う。

- 11 選手交代 登録選手(16名以内)の範囲内で自由な交代とし、交代ゾーンをしようする。
(1)交代は、主審の承認をえることなく、ボールがインプレー中、アウトオブプレー中にかかわらず行うことができる。
(2)ゴールキーパーの交代は、ボールがアウトオブプレーの時に、主審に通知し、主審の承認を得て行う。
(3)交代で退く競技者が負傷している場合は、主審の承認を得た上でどこからフィールドを離れてもよい。
- 12 使用球 公認4号ボールとし、持ち寄りとする。
- 13 服 装 登録されたユニフォームを着用する。
ポイント取替式のスパイクの使用は認めない。
- 14 審 判 第一回戦、第二回戦の試合は帯同審判員により行う。 なお、代表決定戦の試合は審判委員会で行う。
- 15 代 表 権 各ブロックの1位チームは平成30年1月8日から行われる埼玉県南部大会にさいたま市南部代表として推薦する。(5チーム)
- 16 そ の 他 大会実施上の詳細は、別紙の確認事項による。